

各 位



会 社 名 株式会社バンチャーリパブリック  
(JASDAQ・コード2177)  
所 在 地 東京都港区西麻布四丁目3番11号  
代 表 者 代表取締役社長 柴田 啓  
問 合 せ 先 取締役副社長 柴田 健一  
(TEL. 03-6419-2901)

## 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議 並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成24年6月18日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式(以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)の全部取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場グロース(以下「JASDAQ」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなり、平成24年7月10日から平成24年8月6日まで整理銘柄に指定された後、平成24年8月7日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式の取得について、平成24年8月9日を基準日(以下「基準日」といいます。)と定め、同日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された株主様をもって、当該株主様が保有する全部取得条項付普通株式の全て(但し、自己株式を除きます。)を、平成24年8月10日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき、当社A種種類株式(下記1.①において定義します。)を30,000分の1株の割合をもって交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の手續による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部取得について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更し、定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社(会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。)といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定めを新設いたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、当社を除く全部取得条項付普通株式に係る株主(以下「全部取得条項付普通株主」といいます。)の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を30,000分の1株の割合をもって交付いたします。なお、この際、株式会社Kアソシエイツ(以下「Kアソシエイツ」といいます。)以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。

#### 2. 当社の定款一部変更(上記①及び②)の承認決議

##### (1) 承認された事項の内容

上記①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。また、上記②は本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会におけ

る議案として付議され、いずれも承認可決されました。本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリース「Ⅰ. 定款一部変更 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」に記載のとおりであり、また本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリース「Ⅰ. 定款の一部変更 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生日

上記①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会の承認可決をもって本日発生しております。また、上記②の定款変更効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成24年8月10日に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（上記③）の承認決議

(1) 承認された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、当社プレスリリース「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおりです。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、上記②の定款変更の効力発生を条件として、平成24年8月10日に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を30,000分の1株の割合をもって交付いたします。これにより、Kアソシエイツを除く全部取得条項付普通株主の皆様へに交付するA種種類株式の数は1株未満となる予定であります。

A種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主の皆様に対しましては、A種種類株式を割り当てた結果生じる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式を、会社法第234条の規定に従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて交付いたします。

当社は、かかる1株未満の端数の合計数に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上でKアソシエイツに売却すること、または同項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、各全部取得条項付普通株主の皆様が従前保有していた当社普通株式の数に1,100円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの公開買付け価格）を乗じた金額に相当する金額が、各全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

4. 全部取得条項付普通株式の取得に関する日程（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に関する日程（予定）は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成24年7月10日（火）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年7月10日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年7月11日（水）
当社普通株式の売買最終日	平成24年8月6日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成24年8月7日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成24年8月9日（木）
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成24年8月10日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成24年8月10日（金）